

■基本財産処分承認申請書

基本財産処分承認申請書の添付書類

【作成上の注意】

- ア. 書類は、各2部作成してください（申請書及び添付書類の必要部数）。
- イ. 説明中、「原本」の記載があるものは提出部数中1部を原本とし、もう1部は写しを添付してください。
- ウ. 申請は事前に行ってください。やむを得ない事情により事後になる場合は、当課との相談、協議を経たうえで、申請遅延の理由書を添付する等、その指示に従ってください。
- エ. 国庫補助等による老朽社会福祉施設改築の場合は、基本財産処分承認申請は不要です。

《添付書類一覧》

●必ず添付する書類

No.	書類名	説明
1	財産目録	前年度末日における財産目録
2	定款	
3	理事会の議事録 ※基本財産処分に係るもの ※評議員会の日時・場所及び議題・議案の決定 に係るもの（基本財産処分に係るもの）	写し
4	評議員会の議事録 ※基本財産処分に係るもの	写し
5	基本財産処分理由書	申請書に記載する場合は省略可

○不動産を処分する場合に添付する書類

No.	書類名	説明
6	処分対象物件の不動産登記全部事項証明書（登記簿謄本）	原本
7	処分対象物件の評価鑑定書（売却等をする場合）	写し
8	売却金の使途等の説明書	
9	代替物件の建設計画書及び関係書類	
10	代替物件の資金計画書及び関係書類	
11	代替物件建設中の事業継続関係書類	

○現金（預貯金）を処分する場合に添付する書類

No.	書類名	説明
12	処分対象預貯金の残高証明書	原本、申請時直近のもの。 複数ある場合、証明現在日が同日のもの。
13	処分金の使途等の説明書	